議案第１４号

守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成４年守谷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「（地方公務員（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第８条中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１４号	1

提案理由（議案第１４号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となったことから、育児休業中の会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する規定を整備するため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１４号	２

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　（略） ２　給与条例第２１条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には，当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において，他の職員との均衡上必要があると認められるときは，その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして，その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に，昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　（略） ２　給与条例第２１条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち，基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には，当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整） 第８条　育児休業をした職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において，他の職員との均衡上必要があると認められるときは，その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして，その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に，昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

参考資料